

# 個別ダムの検証の進め方

本明川ダム建設事業

平成２５年３月１８日

国土交通省 九州地方整備局

# 個別ダム検証に係る検討の進め方について

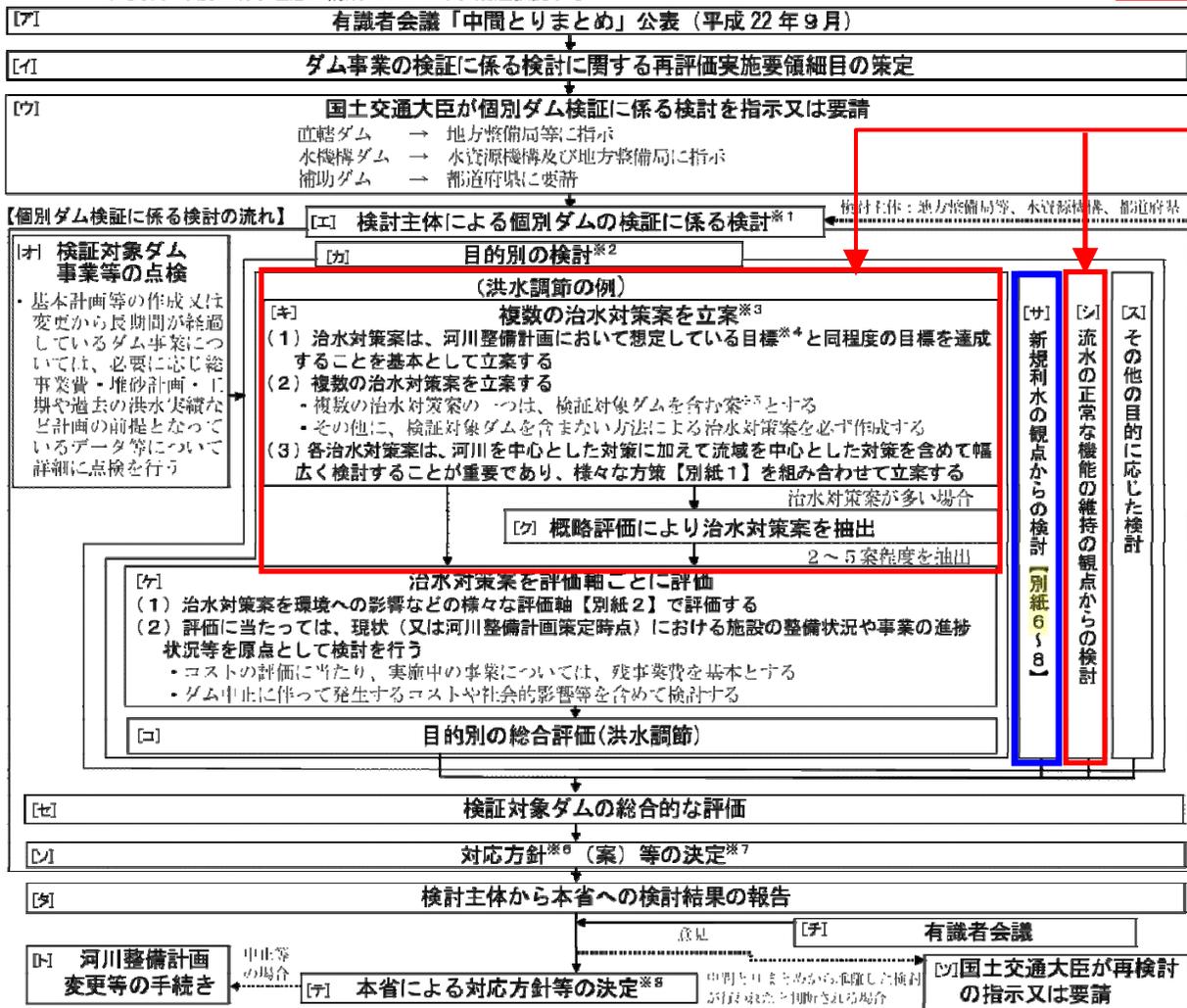
第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議  
(参考資料4)より抜粋し加筆

## 個別ダム検証の進め方等

参考資料4

●個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか  
※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する

今回説明し、意見をいただく内容



複数の対策案の立案及び  
概略評価による抽出  
(治水、流水の正常な機能の維持)

【検証の進め方のポイント】  
検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める<sup>※9</sup>
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 半識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する。

※1 検討に当たっては、流域及び河川の概要（流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現在の治水計画、利水計画）、検証対象ダム事業の概要（目的、経緯、進捗状況等）について整理しておくことが重要である

※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じて、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である

※3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組み合わせで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を生ずる方策の組み合わせを検討することを基本とする

※4 幾何学的な河川が国土交通大臣が管理する河川においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い

※5 河川整備計画が策定されている水系において、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系において、河川整備計画に相当する整備内容の案を策定する

※6 事業の増強の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び縮減すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）を含む

※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」

※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じて代表者を選定するなどの方針とする

# 個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議  
(参考資料4)より抜粋し加筆

【別紙6】

